

裁判②

名前 解答

解答

問1 刑罰には何があるか。

(死刑、懲役、拘留・禁錮、科料・罰金など)

問2 刑罰が言いわたされた場合でも、一定期間罪を犯すことなく過ごせば刑罰がなくなる制度を何というか。

(執行猶予)

問3 警察官が逮捕や捜索を行うのには何が必要か。

(令状)

問4 警察官が現行犯逮捕をする場合、令状が必要か。

(不要)

問5 拷問により得られた自白は証拠となるか。

(ならない)

問6 被疑者や被告人に保障されている権利は何か。

(答えたくない質問には答えなかったり、裁判で黙っている黙秘権。弁護人を頼む権利。)

問7 被疑者や被告人が貧困などの理由で弁護人を頼めない場合、国が費用を負担して弁護人をつけることができる。このような弁護人を何というか。

(国選弁護人)

問8 被告人は、有罪の判決を受けるまで、何と推定されるか。

(無罪)

問9 次の一文は、日本国憲法第37条である。()に入る語句を答えよ。

第37条 第1項 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な(公開裁判)を受ける権利を有する。

第3項 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する(弁護人)を依頼することができる。

被告人が自らこれを依頼することができないときは、(国)でこれを附する。

問10 次の一文は、日本国憲法第33条である。()に入る語句を答えよ。

第33条 何人も、(現行犯)として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

